

スマートエスイーコンソーシアム 会則

制定 平成31年2月21日

改定 令和2年7月3日

改定 令和5年2月28日

(コンソーシアムの名称と設置)

第1条 本会は、スマートエスイーコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

英文名は、“Smart SE Consortium”とする。

2 早稲田大学に本コンソーシアムを設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、スマートシステム&サービス技術領域における産学連携の新しい教育・研究の場の提供とともに、イノベティブ人材の育成と活躍の場の拡大を目的とする。

(事業内容)

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 スマートエスイー教育プログラムの提供
- 二 会員同士の交流の場の提供
- 三 教材の開発および提供
- 四 公開シンポジウム、セミナー等の開催
- 五 技術調査および研究開発
- 六 その他研究および人材の育成に資する活動

(事業年度)

第4条 本コンソーシアムの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

(会員)

第5条 本会則における会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同する者であつて、第8条第1項、第2項に基づき本コンソーシアムへの入会を承認された者をいう。

(会員の種別)

第6条 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 本会員 第8条第1項に基づき入会を承認された法人格を持つ団体、任意団体または18歳以上の

個人

二 特別会員 第8条2項に基づき会長が入会を決定した法人格を持つ団体、任意団体または18歳以上の個人

2 会員は本会員、特別会員から構成する。(以下「会員」は、本会員、特別会員の両会員を指す。)

(会長)

第7条 本コンソーシアムに会長1人を置く。(以下「会長」という。)

2 会長は「スマートエスイー：スマートシステム&サービス技術の産学連携イノベティブ人材育成」の事業推進責任者が兼務する。

3 会長は、本コンソーシアムの業務を統括し、本コンソーシアムを代表する。

(会員の入退会等)

第8条 本コンソーシアムに本会員として入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出し、会長の承認により入会を決定する。

2 本コンソーシアムが諸活動を実施するにあたり、会長が特に必要と認めた法人格を持つ団体、任意団体または18歳以上の個人に対し、会長が入会を決定し特別会員とする。

3 本会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長が承認する。ただし、退会以前に納付した会費は返還されず、また、会費の未納または不足が生じている場合には、本会員はこれを完納しなければならない。特別会員が退会しようとするときは、特別会員が会長に申し出し、会長が承認するものとする。

4 本会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。

5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

一 会費の滞納があるとき

二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき

三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利)

第9条 会員は、次の各号の権利を有する。

一 本コンソーシアムのメンバー間の交流会への参加

二 公開シンポジウム、セミナー、勉強会等の各種イベント開催案内の取得

三 スマートエスイーのWebページ (waseda.jp/inst/smartse/) における会員団体名の掲載

四 第11条に定めるサービスを受ける権利

(会員の義務)

第10条 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 第12条に定める会費の支払い
- 二 本コンソーシアムが定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程の遵守
- 三 運営委員会の議決の遵守
- 四 本コンソーシアムの目的を達成するための本事業への協力

(会員サービス)

第11条 会員は、第12条に定める会費を納入することで、次の各号に定める権利を行使できる（第8条第1項に基づき入会を承認された法人格を持つ団体または任意団体である法人会員の場合は、1名ずつ申込みと会費納入を行う）。

- 一 総合領域を除く1科目分のスポット履修。ただし、定員に空きがある場合に限る。
 - 二 産学連携マッチングフォーラムへの参加
 - 三 視察研修会への参加
 - 四 技術調査および研究開発に係るワーキンググループへの参加
- 2 会員が第1項に定める会員サービスを受けられる期間は、サービス内容ごとに会員と会長および第19条に定める本コンソーシアムの事務局（以下「事務局」という）が調整する。

(会費)

- 第12条 本コンソーシアム会員の会費は、第11条のサービスを受ける場合を除き、無料とする。
本会員が会員サービスの権利を受ける場合には、別で定める会費を納入する。特別会員は無料とする。
- 2 会費の納入は、第11条のサービス申込み後、第19条に定める事務局が指定する方法にて行う。
 - 3 本会員が事業年度の途中で退会する場合、既に納入済みの会費の返金は行わない。

(運営委員会)

- 第13条 本コンソーシアムに運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 第3条に掲げる本事業の運営に関すること
 - イ 本会則の制定および改廃に関すること
 - ウ その他本事業に関すること
 - エ スマートエスイー事業運営委員会への報告に関すること
 - オ この会則に基づきその権限に属せられた事項を処理すること

(運営委員会の委員)

- 第14条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 会長
 - 二 会長が推薦する委員 若干人
 - 三 会員の互選による委員 若干人

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

第15条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 運営委員会の委員長(以下「運営委員長」という。)は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。

(運営委員会の定足数および議決)

第16条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

(書面等による決議)

第17条 運営委員長が運営委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の3分の2以上が書面または電磁的記録により意思表示をし、その全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

- 2 運営委員長は、前項の規定により運営委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の運営委員会において報告しなければならない。

(総会)

第18条 本コンソーシアムの総会を原則年1回実施する。

(事務局)

第19条 事務局は、スマートエスイーの事務局と同一箇所(東京都新宿区)に置く。

- 2 事務局は、運営委員会の事務を取扱う。

(解散)

第20条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合に、運営委員会の議決を経て、決定する。

(会則の改廃等)

第21条 本会則の改廃については、運営委員会の議決を経て、決定する。

附 則

この会則は、平成31年2月21日から施行する。

この会則は、令和2年7月3日から改定施行する。

この会則は、令和5年2月28日から改定施行する。